

平成28年度 第18回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成29年 1月17日 (火) 10時00分～ 12時00分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	佐土原委員 (会長)、小熊委員、菊本委員、五嶋委員、田中(伸)委員、津谷委員、中村委員、葉山委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	奥委員 (副会長)、池邊委員、岡部委員、木下委員、田中(稲)委員
開催形態	一部非公開 (傍聴者 0人)
議 題	1 (仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価準備書について
決定事項	平成28年度第17回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 平成28年度第17回横浜市環境影響評価審査会会議録確認

2 議題

(1) (仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価準備書について

【佐土原会長】 これまでと同様に、本件の審議を進めるにあたっては、種の保護の観点から貴重な生物についての審議は非公開としたいと考えますが、よろしいでしょうか。

【各 委 員】 (異議なし)

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 補足資料について事業者が説明した。

【事 業 者】 補足資料の説明は以上ですが、前回の審査会において、計画地内で確認された希少種の植物の取り扱い、特に盗掘等を心配するご意見が出たと聞いています。公園内の動植物については、それが希少種であるか否かに関わらず、許可なく採取することを禁止しています。本公園でも同様の取扱いとする予定です。公園内の動植物を許可なく採取することは犯罪行為に該当するケースもあると考えており、市内での事例を申しますと、春の筍のシーズンになると盗掘が頻発する公園があり、こういったところは警察に通報して取り締まりを行うことがあります。これは竹林がある公園すべてではなく、盗掘がない公園もあります。公園は24時間開放を基本としており、園内の盗掘を未然に防止するための確実な方策については現状では確立されていません。種の名前や生息域を非公開として、生息域への人の立入りを制限することがオーソドックスな方策と考えていますが、一方で市民に広く周知を図ることが盗掘の抑止に繋がるというご意見もあると思います。具体的にはこの公園の特性に応じた手法について、今後の管理運営の中で検討していきたいと考えています。なお、本公園でも盗掘の被害が確認された場合には、警察にも相談して対応策を検討することになると考えています。

ウ 準備書意見見解書について事業者が説明した。

エ 質疑

【横田委員】 補足資料9、10、11について、私の質問にご回答及び修正も含めてご検討いただきましてありがとうございます。

補足資料9の森づくりのエリアと草地の関係について、図9-2に斜線で「植樹による森の再生を予定している範囲」として記載がありますが、

準備書2-8ページの図2.3-2のゾーニング図に記載のある「植樹による森の再生を行う主な箇所」とエリアが一致しないようですが、どういう理由によるものでしょうか。また、森づくりの目標像のようなものを記載する必要があると思うのですが、そういった記載がどこかにあるのでしょうか。

それから、補足資料9-3ページで表6.1-41の「工事中における草地環境の保全・確保」等について加筆していただいておりますが、これは施設の存在・土地利用の変化にも関わるかと思っておりますので、供用段階の影響としても記載すべきことがあるのであれば、現状草地でそれを樹林に変化させるということの影響があるのであれば、供用段階の方にも森づくりにおける配慮といったものが加筆できないかなと思っております。

補足資料10は、有益な加筆だと思うのですが、こういうことを書いていただければ、できれば外来種や移入種の管理についても併せて書いていただければとより良いのではないかなと思っております。

補足資料11は、一般廃棄物の件を整理していただきましたが、例えばクズの張り巡らされた根を本当に除去しようとする、重機で抜根まで行う必要があり、地盤を伴う抜根材が出てくると思うのですが、そういったものまで緑のリサイクルプラントで処理するのか、そこまで考えていないのか、現状をお聞かせいただきたいと思っております。

【事業者】

補足資料9の森づくりの方向性ですが、市内にこの公園だけでなく、樹林地を保全するタイプの「市民の森」や「ふれあいの樹林」といったものがいくつかあり、愛護会という市民のグループとどういう方向性で管理していくかを協働して行っているところです。その方向性については市民の方々と森の現状を見て、例えば、どういう樹種を植えていこうか、下草刈りについてもどういう高さで、どのように、どれくらいの頻度でやるか等も相談しながらやっています。役所の方であらかじめ決めることも大事だと思うのですが、こういった市民協働を取り入れていきますので、実際に市民の方々とグループづくりからの過程で相談しながらやっていくことを考えています。

補足資料11については、ご指摘の通り、リサイクルにつきましては枝が中心です。根については、規格によっては処理できるものもありますが、すごく大きな樹木で大きい根になってしまうと処理できない場合もあります。クズの根はわからないのですが、規模や根の状態によって処理をするというのが現状です。

【事業者】

補足資料9の植樹するエリアの違いについて、図9-2と準備書のゾーニング図でずれていますが、現地の地形に合わせてこの辺りということでした。私共の方で精査すべきところでしたが、記載が誤解を与えたことについてお詫びします。

ここに森が必要だという、この公園全体についての必要性ですが、市民イベントで150周年の森をここに再生するというコンセプトで行っているものがあります。その中で樹木を移植する適地として、図9-2で示した斜線部の辺りに植えるのが適正だろうと考えています。その考え方としては、図9-1のように改変された土地ではあるのですが、元々が樹林地であったことを踏まえて、この場所しかないだろうということで、この場所に行っているということです。

それから外来種、移入種の記載についてですが、なかなかこれらを排

除することが難しいところもあり、一般的な公園管理の中で繁茂している外来種の植物等については適宜、管理の中で対応していきたいと考えており、抜本的に改変することは難しいので、記載は控えさせていただきたいと思います。

また、9-3ページの表6.1-41について、工事中だけでなく供用時にも、しっかりと記載をすべきとのご意見に回答します。工事中は新たな草地環境について書いているのですが、準備書の6-1-74ページの表6.1-42の供用時の環境の保全のための措置の1つ目の「保全した環境が継続するよう適切に維持管理を行います。」という中で、新たな草地環境も含めて保全した環境を維持管理していく、ということで理解していただければと思います。

【横田委員】

1点目の森づくりについては、150周年の森だからこそ、適地に適した樹林を形成していただきたいと思います。図9-2の斜線部の大きい方は、恐らく現状の環境類型では樹林に囲まれて、草地環境としてある程度まとまった草地が維持されているエリアで、草地としての生態系上の価値があるだろうと認識しています。その中で、「森づくりをする、ここでしかできない」というのであれば、その根拠をしっかりと説明できた方がよろしいかと思います。私には、それ以外の選択肢がないということが分からなかったわけです。

草地を樹林にする根拠として、「大正時代に樹林だったところがあって土地利用上（草地に）変わっている」ということなのですが、二次草地や里山由来の草地の価値というのはもう少しミクロな視点だと思えます。例えば明治時代くらいまで遡ると茅場や採草地があって、パッチ状に残っていたそれらが、草地として現在も維持できているのではないかという視点だと思うので、全体の樹林がなくなったのでまた樹林化しますという話ではなくて、そういった草地のモザイクだとか樹林と合わせたエコトーンのような形で保全ができないかということが土地の植生や生態系の変化として示せるほうが良く、例えば図9-2のように環境類型の後に入れていただいて、そういった目標像として草地とセットでできる150周年の森が残存する草地環境と一体的に良好な環境を作れますと記載できれば、150周年の森として素晴らしい森の目標像になるのではないかと思います。ですので、こういったことが考えられないものかなと思いました。

2点目の供用時の記載については、書けることを書いていただければよいと思います。

3点目の外来種、移入種の件も了解しました。ここで書けないのであれば今後検討いただければと思います。

4点目のクズの抜根材の件ですが、予想できないから書かないというよりは、そもそも園路等の開発で抜根されるものがどれくらいあるのかというのが、周辺住民からも気になって意見が挙がっているかと思えますので、そういう点が今の段階で予測できるのであれば、やはり書けるところで書いておくことが妥当ではないかと思います。

【事業者】

樹林地の場所についてここしかないと申し上げたのは、そういった環境の面というのも非常に重視すべきものであることは認識していますが、一方でこの公園に対する市民の期待というのも大きく、土地利用に関して色々なご意見があり、それを集約した形で基本計画がつけられ

ています。その中で、樹林を植えることが可能なエリア、それからゾーニングとして公園内に物理的に配置可能である場所、タンクの周辺や構造物ある場所に森をつくるわけにもいかないの、そういったものを加味して考えると、このエリアしかないと考えています。今回、補足資料の中で樹林地と残っていく縁の部分の草地環境が大切なものであるという趣旨は、9-3ページに記載させていただいたつもりです。また、森と一体になった草地環境というのも非常に大事だご指摘いただいていますので、そういう意味では北側にある小さなタンクの周辺は、現状でも草地となっており、生物多様性が豊かということで、少なくともこのエリアについては森と隣接する草地環境として保全していくべきだろうということで（立入制限予定範囲として）記載しています。

【横田委員】

生態系として申し上げただけですので、もちろん土地利用としてそういうニーズがあるのであれば、それと併せた検討をしていただければと思います。現状、森づくりの基としてドングリが植えられていますが、現在そこにあるものを動かすわけですから、動かす労力やコスト等を森づくりの可能性等と併せてご検討いただければと思います。

【中村委員】

本日の補足資料12のタンク内の汚染物質に関して、タンク内気中の燃料成分が一部のタンクで検出されたということですが、例えばどのタンクかというのは示していただけないのでしょうか。といいますのは、大型タンクですと空間内が大変広くて、例えば1箇所計測してこの結果だったのか、大型タンクの中で部分的に濃度が違っているようなことがなかったのかどうかということで、大型タンクの場合なら何箇所か計測した平均値がこの結果でした、という示し方をされた方がよいのかなというのが1点です。

それから残留水の水質調査についてですが、排出基準も環境基準も全て濃度基準なので、残留水がどのくらい残っていたか、例えばタンクNo. 20で鉛が排出基準を超過しており、補足資料12-3ページに残留水を排出する際に処理するというように書いてあるのですが、それがものすごい量の残留水なのかという点を2点目にお聞きしたい。

また、No. 6のタンクで沈殿物に鉛が検出されているが、この爆発したタンクはこのまま残すのですよね。ここにある沈殿物は全部除去するのか、どのような方法で人体に触れないように隔離するのかについて、3点目として教えていただければと思います。

【事業者】

3点目のNo. 6のタンクの取扱いですが、爆発時の残留物があり、その中に鉛が含まれる沈殿物が発見されたという状況です。これについては処理の方法を現在検討しているところで、基本的にはこのタンクのエリアに残すのですが、埋め立てをして上部を池として活用する予定ですが、その手法については、固めて周りに流出しないような形で遮水工をして処理する方法もありますし、沈殿物をすき取って処理する方法もあるということで、経済性、効率性、安全性等を加味して処理手法については検討しているところです。

残留水の量については、クリーニングされており、最大でも水深1m程度ということです。

【中村委員】

大型、小型タンクのいずれも1m程度ですか。

【事業者】

一律ではなく、最大で1m程度です。

それから1点目の大型タンク内の調査の箇所数ですが、内気中の燃料

成分については上層、中層、下層で1箇所ずつ測定しています。

【中村委員】 測定方法は分かりましたが、大型タンクで測定する場合に、各層1箇所で大丈夫でしょうか。大型タンクの内気体積が非常に大きいので、隅の方で濃度が高くなっているということがあるのではないのでしょうか。

【事業者】 気体については、固体とは違うので、私どもとしては（平面的には）1箇所、上層、中層、下層と高さを分けて調査することで、一応同じ高さのところは濃度が一律ではないかということで考えています。

【中村委員】 例えば、作業環境中の空気の測定では、何箇所か測定します。ここで作業するとなると、ここが作業環境になり、そのときにはメッシュを切って測定するので、そういう調査をやられているかどうかの質問だったのですが、そんなに濃度が高くないので上層、中層、下層と高さを区切ってやったということによいのでしょうか。

これは、一回蓋をすべて開けているのですか。もし、蓋がないということであれば作業するときには、もう大気中に拡散してほとんど検出されない状態になるということでしょうか。

【事業者】 説明が上手くできず申し訳ありません。実際にこの大型地下タンクは作業時には、蓋を開け、中に土を入れて埋めていくこととなりますので、中で密閉された状態で人が作業する状況にはなりません。目安として、立入りする環境として何か検出されるものがあるかどうかという視点で立入りのための環境やタンク内気中の燃料成分については確認している状況です。

【葉山委員】 草地について、どのような草地を想定してお話されているのかが掴みにくい。図9-2でクリーム色と黄土色で着色している部分が草地に相当するということですが、ご承知のとおり草地といっても複数のタイプがあり、低茎タイプの草地をいつているのか、あるいは高茎タイプの草地をいつているのか、中間タイプの草地をいつているのかということが、ハビタットとの関係で語られることがあります。それ以外にも立ち入れるのか、立ち入れないのかという2つのタイプでお話されていますが、「立ち入れない」タイプの中でどういう草地を想定しているのか、「立ち入れる」タイプの中でどういう草地を想定しているのか、それによって考え方が異なるはずなのですが、ここではわからないので、全体として、どのようなハビタットが補償されるのか、その辺を少し説明していただければと思います。

【事業者】 図9-2は、地形によってクリーム色、黄土色で草地を表示しています。簡単なお話からすると東側の平坦地の草地広場になる場所は、一般利用できるエリアであり、人が走り回ることも考えられますので、利用に支障のないように低く刈った草地が想定されます。また、中央部の大型タンクを埋め戻した上部を園地として利用しますが、広大な空間ができますので、草花で修景をすとか、のんびり休息すとか、こちらについても一般利用できるエリアとしての草地の管理が想定されますので、人が立ち入って快適に過ごせるような草地が想定されるかと思います。それ以外ですと、先程も説明したとおり図中の紫色の部分は立ち入ることができないようになります。ご指摘は、どういう種類の植物種の草地なのかということや管理の仕方についてかかと思ひます。1つ私どもでやっていることは、普通に利用する公園で、種類にもよりますが草の丈をほとんど地際で刈って管理する方法もあれば、昆虫等が生息できるように

少し高刈りをする、また、草を刈る時期を調整するといったことを一部の公園管理では行っています。先程の森づくりとも絡む話ですが、細かくどの部分を、どういう種類で、どういう草地の管理をしようとか、外来種の話もありましたが、外来植物のセイタカアワダチソウのような強いものが広がるのが想定もされることから、個々のエリアごとに草地の将来の姿についても細かく見ながら管理運営の中で考えていきたいと思えます。

ハビタットとして紫の丸印を付けたエリアなのですが、これについては準備書の6-1-46ページに図6.1-4 現存植生図というものがあります。先程も申し上げたとおり、公園として整備する中で草地として残せるエリアはどこなのかと考え、ちょうど人が立ち入れないような箇所であり、かつ草地環境が残っているエリアということですので、紫色で丸をしたところを残して、ここにある現存植生、環境を保全していくような草地として管理をしていきたいということです。一般の市民の方々の土地利用に対する期待もありまして、他にも造成し、芝生を敷いた草地広場としてつくるものも広い意味では草地になるかと思いますが、それをもって草地広場といえるのか難しいところもあるのですが、広い意味では人が立ち入れる草地と考えられるのかなというところですよ。

【葉山委員】 確認ですが、例えば紫で囲った部分の左側ですが、ここは現状クズを主体とする草地となっていますが、それは少し植生を変えていくということでしょうか。紫で囲った右側の方にはススキ群落がありますが、それも維持するというのでしょうか。

【事業者】 ススキ群落は現況のまま、これが改変されないように、頻繁には管理をしないのですが、現況の環境を維持することを考えています。クズに関しては、周辺住民の方々からもご意見をいただいていますので、他の施設利用等も加味しながら、適正な規模で管理していきたいと考えています。

【葉山委員】 立ち入れる場所に関しては、ススキ群落になっているところや南側にアズマネザサ群落があるが、こういった場所は刈込頻度を上げて人が立ち入れるようにコントロールしていくという誘導になるのでしょうか。

【事業者】 今お話のあった南側の部分は、里山空間再生エリアだと思いますが、ここには現在ススキ群落がありますが、ここは米軍時代に土がかなり盛られて野球場等として使用されていた場所であり、こちらに関しては里山体験ができるように水田を設け、環境を活かすように昔の地形を復元する計画のため、元々の地形にあった植生等に戻す計画です。水田や畑のように農体験ができるような環境にしていきたいので、こちらについては現況から改変する計画です。

【葉山委員】 中央部分の水が溜まっている大型地下タンクの周辺というのは、現況ではススキ群落やクズ群落が分布していますが、これは少し改変していくということですか。

【事業者】 こちらの大型地下タンクの周辺に関しては、土地利用計画上はタンク広場にする予定ですので、土地の表層を敷き均し、タンクは埋め戻して広場にしますので、現況のススキ群落やクズ群落等については改変することになります。

【横田委員】 いまお話を伺っていても図9-2がとても分かりにくくて、現状の環境類型区分の上に植樹を予定している森のエリアや、立入制限を予定してい

る範囲というのを描いていただいた方がよいかと思えます。

かなりの環境類型が樹林に置き換わっており、どのように変化しているか非常に見えにくいので、現状に対しての将来像を描いていただきたいと思えます。

【事業者】 改めて整理して、場所を示したり、現存植生図等と比較できるように精査させていただきます。

【五嶋委員】 横田委員のご指摘は非常に重要ではないかと考えます。生態系と一般市民の意見を調整していくことが、公園のコンセプトにもあるので、横浜市が管理していく公園という意味は、世代を超えて公園を管理運営していくということにあるわけで、いろんな生態系の問題とか、里山というのは人間の活動とどう調和していくのかという課題や、こういう広いエリアが使える状況になって、いろんな目的があると思うのですが、それをいかにバランスを取っていくかということに関して、これは運営に関することだと思うのですが、今後そういったことを調整していく場を作っていく必要があるのではないかと、以前に申し上げたとおりなのですが、そう思います。

2点目は、補足資料の9-1ページで、立入制限しているエリアは、これだけでいいのかということです。安全面で立入り制限した方がよいという議論もありましたが、もっとエリアを精査して立入りできるところ、できないところをきちっと決めていく必要がある。私は安全面で気になっていることがあって、あれだけの広い公園ですと自由に立ち入ることが想像できないのです。このエリアだけ立ち入りできないとすると、他の部分は自由に立ち入れてしまうわけですから、そうするとかなりリスクを伴う場所もあるのではないかとこの意見です。

3点目は、これも管理運営の話で、ここで議論になるかどうかかわからないのですが、この公園では経済活動を考えていないので、公園の維持管理は公的資金、市民の税金によると思えます。繰り返しになりますが、この広いエリアをどう管理していくのかということはかなり重要な問題です。私が身近に感じるところで例を挙げると、自宅の近くにそれなりに広い公園があつて、この公園はごみもほとんど落ちていなくて、普通の公園と比べて気持ちがいいのですが、そこは週末になるとボーイスカウトが活動の場として常時使っている。市民協働とも近いかもしれないが、そのような工夫をしていくと自ずと管理ができる、そういう工夫が本公園にも必要なのかなと思えます。

もう一つ重要な観点として、横浜市民がこのエリアを獲得する意義として、災害時の広域避難場所という観点があると思えます。準備書に文章では書いてありますが、そういうところも管理しながら公園計画を考えていく必要がある非常に重要な場所だと思います。ここの場所は私にとって身近な横浜市立大学附属病院が近くにあつて、いつも考えているのは、もし震災があつた場合に患者さんをどうやって避難させるかを考えるわけですが、そういった観点からもこの場所は重要な意味があると思えます。

【事業者】 まず、管理運営の調整の場、市民協働等について、この公園は55.8haある非常に広い公園で、エリアごとに機能も異なっています。準備書2-8ページに図2.3-2 ゾーニング図があり、全部で4つのゾーンに分かれており、それぞれ機能が違ってきます。例えば緑色の多目的レクリエーシ

ョン広場等を含む「緑の広場空間創造エリア」は市民のスポーツや地域のイベントがありますので、市民で構成される公園の愛護会をつかっていただいて皆様の意見を踏まえながら広場の使い方の運営管理をやっていくことも想定していますし、それから水色の「自然環境保全エリア」はあまり多くの人には入っていただかないような形で自然環境を保全するようなエリアで立入り禁止にまではしませんが、例えば森林を管理していただける市民ボランティアの方々に管理していただきながら、一般の方が入らないようなエリアをつくるですとか、それからオレンジ色の「里山空間再生エリア」で農体験を行うことを考えていますので、そこでは南側に隣接する柴シーサイドファームの農業者や市民の方々と協働しながら里山空間の維持管理について、公園整備を進める中で模索していきたいと考えています。もちろん紫色の「活動・体験・学習エリア」も接収時代のタンク等の施設がありますので、そういったことを紹介できる市民ボランティアの方と連携を考えていきたいと思えます。

4点目の広域避難場所ですが、金沢区、総務局といった災害対応を担当している部署とも連携しながら広域避難場所に指定していくことを念頭に考えています。広域避難場所をご存知のとおり、大火災が起こった時に一時的に火災から逃れる場所というのが大きな目的になりますので、消防局とも連携しながら火災発生時にどういった対応ができるのかも議論していきたいですし、非常に市民の関心の高い公園ですので自治会や町内会といった地域の方々と話をしながら、災害時の対応策についてのルール化等を議論していきたいと考えています。近くに市大病院があるとのお話がありましたので、この公園が広域避難場所に指定されて運営していく中では横浜市大、市大病院と何らかの形で連携が取ればと考えています。

【津谷委員】

準備書意見見解書の2-10ページで、生物多様性について4点でまとめていただきましたが、1点目の「注目すべき動植物を配慮したものではなく、一般の公園を想定した基準であり、その基準しか無いからそれで理解を求められても、そこに住む貴重な動植物が居ることを鑑みるとその基準では適切とは思いません。」という意見に対する回答として、一般論として環境影響評価制度の説明を書いておりますが、「注目すべき動植物に配慮したものではないのでは？」という質問なので、それに対してちゃんと環境影響評価手続きの中では注目すべき動植物について調査、影響の評価もなされて、環境の保全のための措置も講じられることになっています、という回答を正面からなされた方がよいのではないのでしょうか。ちょっと不親切な回答ではないかと思いましたので指摘させていただきました。

【事業者】

「一般の公園を想定した基準であり」ということで、それが貴重な動植物が居ることを考えると適切ではないというご意見なのですが、ちゃんとこの審査会を含め、専門家の委員の皆様にご議論いただいているということは、このご意見をいただいた方に知っていただきたいということで、少し環境影響評価制度についても触れているところです。特に環境影響評価項目を決める方法書の段階から既に委員の方々に議論していただいておりますし、それを踏まえて修正して今回の準備書なのですが、環境影響評価制度の記載の次の段落に非公表としている貴重な動植物についても議論していただいていることを記載しています。加えて事後調

査もしっかり実施しますと書いています。事後調査をする際には計画書を作成した段階、結果報告書を作成した段階で公表するという手続きがあることをお示しすることで、貴重種を議論するのに環境影響評価制度に則った手続きがしっかりとされていることを伝えたかったというところ です。

オ 審議

【横田委員】 準備書の順番として、生態系を先にもってきて、その後に動植物を記載するなどの自由度を持たせることは、可能なのでしょうか。種の選定の話などは、生態系を評価した後に、その中で重要な種として動物、植物を記載するというようなアレンジをすることは、このアセスに限らず可能なのかお伺いしたい。

【事務局】 本件に関わらず、アセス図書の構成は、技術指針の記載順に則った構成となっていますが、記載順について特段の規定があるわけではありませんので、必要に応じて適宜順番を入れ替えて記載することは可能かと思えます。今後のご審議も踏まえながら、評価書での対応を検討していきます。

カ 非公開審議に関する指摘事項等一覧について事務局が説明した。(非公開)

キ 質疑及び審議 (非公開)

- 資料
- ・平成 28 年度第 17 回(平成 28 年 12 月 22 日)審査会の会議録【案】
 - ・(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料
 - ・(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価準備書意見見解書(案) 事業者資料